

# 令和5年度 事業計画(案)

## I. 総 論

令和4年はロシアによるウクライナへの軍事侵攻の長期化が経済に、社会に甚大な影響を与えた1年でした。

コロナウイルスの対応に関しては国や地域により差異があり、政治的な影響はあるものの経済活動には緩やかに復調の兆しを見せています。

我が国も、ポストコロナ時代を見据えて、感染防止対策を講じながら経済活動レベルを段階的に引き上げていく局面にあります。

自動車については検査や点検・整備の分野においても、電子制御装置整備やOBD検査について自動車の電子化への対応が進められている。加えて、継続検査ワンストップサービス（以下、OSS）の更なる利用促進につながる自動車検査証の電子化が導入されるなど、自動車を取り巻く環境は自動車本体、自動車の検査や点検・整備及び、自動車を管理する様々な仕組みについても急速なデジタル化が進められている。

急激に進む自動車の新技術への対応、継続検査OSSの順調な運営、自動車検査証の電子化、記録事務代行制度、特定整備、OBD検査などの新たな制度への対応等に加え、喫緊の課題となっている整備士の人材不足や後継者難への対応、健全な経営の徹底を図りつつ取り組み、将来に向けて業界の持続的な繁栄を目指し、業界全体の活性化と経営基盤の確立を推進するため、以下の諸事業を実施する。

業界振興・活性化対策としては、事業承継対策として、「帯広信用金庫経営コンサルティング室」と連携し会員事業所の円滑な事業承継の推進を図ります。

会員事業所の実態を把握するため、引き続き「自動車特定整備業の実態調査」及び、自動車整備業の経営状況や給与実態調査を実施し、結果を公表する。

整備士確保対策については、職場体験の実施推進等による自動車整備の仕事のPR、二種養成施設の運営、待遇・労働条件改善に対する先進的な取組事例の調査等による整備のイメージ向上等に加え、国土交通省及び「自動車整備人材確保育成推進協議会」と連携を図りつつ、自動車整備に携わる人材の確保・育成対策を進める。

昨年も実施した小型電気自動車の分解組立の教育プログラム「EVアカデミー」を高校生を対象に実施して自動車と整備業の魅力を学生に発信していく。

業界健全化対策としては、指定整備事業者の法令遵守の徹底を図るため、「指定整備事業適正運営のためのマニュアル」等を活用しながら「指定整備工場巡回指導」を実施し、業務の適正化を推進する。

不正改造防止対策については、令和5年度版「不正改造車排除マニュアル」を活用して、不正改造車の排除の徹底を図る。

また、令和2年4月よりスタートした特定整備制度をスムーズに会員事業所が導入できるよう対応を推進する。平成23年度に国土交通省から指定された「車積載車による有償運送許可に係る研修」を引続き日整連の協力を得て実施するとともに、会員事業所の有償運送許可制度の適正な運用を推進する。

法制・税制対策としては、改正に係る動きを調査し、自動車関係諸税の負担軽減に向けた要望活動等を積極的に展開するとともに、会員事業所への情報提供を行う。

ICT化促進対策としては電子保安基準適合証システムを運用するとともに継続検査OSS申請の普及促進と記録事務代行制度への円滑な移行を図る。また、FAINESの円滑な運用を維持するとともに、FAINESの有用性を理解いただきながら会員の加入増加に努める。加えて、引き続き放置違反金滞納車情報照会システムの円滑な運用に努め、国の放置違反車対策に協力するなど、整備事業場におけるICT化の活用促進を図っていく。

環境保全・省資源対策については、資源の有効利用とともに費用の低減にも繋がるものであることから、リサイクル・リユース部品の利用促進を関係団体とも協力して会員事業者、ユーザーの理解を得るための活動を進める。

自動車ユーザー対策としては、自動車ユーザーに定期的な点検整備の必要性を正しく認識してもらえよう、国土交通省が実施主体となる「自動車点検整備推進運動」に参画するとともに、北整連が主体となり定期点検促進のためのラジオCMを実施します。また、「マイカー点検キャンペーン」を会員事業所とともに実施する。さらに、定期点検整備促進対策として自動車検査証備考欄に記載されている「点検整備実施履歴」について、自動車ユーザーへの周知を図るために、引き続き会員事業所とともに啓発活動を展開する。

併せて、自動車ユーザーからの整備相談については、相談者の理解を得られる分かり易い対応が行えるよう、相談員の相談対応力の向上を進め、自動車整備相談所の適切な運用を図る。

整備技術の向上対策としては、会員専門家の新技術修得の場である整備主任者技術研修のさらなる充実を図るために、自動車メーカーにおける指導員講習会に参加し充実を図る。

さらに、「スキャンツール基本・応用研修」を推進し、自動車の電子制御装置など新技術への対応力の向上を図り、ユーザーが新技術対応工場である旨を識別できるよう、スキャンツール活用事業場の認定制度を推進する。

整備士の技能の向上を促し、業界の技術力強化の姿勢を広く社会に発信する日整

連主催による全日本自動車整備技能競技大会が来年開催予定されているため、帯広地区予選会を開催いたします。

広報対策としては、自動車ユーザーや整備関係者に向けたタイムリーな情報提供ができるよう、日整連ニュースの一層の充実を図るとともに、当会ホームページにより「事業案内」等を紹介してまいります。

組織運営対策としては、定款に定められた会議を中心に諸会議を開催し、事業の推進に努めます。

会員皆様には、本年度も当会事業になお一層のご理解とご協力をお願い致しますとともに、関係ご当局をはじめ関係各位のご指導並びにご支援を切にお願い申し上げます。

本年度の事業項目の詳細は別項の通りである。

## II. 事業項目

### 1. 自動車整備業界の振興と活性化対策

一般社会と自動車使用者に対し、自動車の安全確保、環境保全に貢献している整備業界の社会的有用性や、「整備過疎地にならない決意」の提言を踏まえて業界体制の推進を図るとともに、プロによる点検・整備の必要性などを発信し、業界の社会的地位の向上を図ることにより、業界振興・活性化に努める。

- (1) 自動車整備業の過疎化防止と活性化対策の普及促進
- (2) 事業承継対策として「帯広信用金庫経営コンサルティング室」と連携し適正指導の実践
- (3) 国土交通省及び日整連「自動車整備人材確保・育成推進協議会」と連携し人材確保・育成を図る
- (4) OBDスキャンツールの貸し出しと普及促進
- (5) 新整備商品の普及促進（長期使用車両の推奨点検、故障診断料）
- (6) 車検料金、点検料金、故障診断料、レバレート計算等の構成に関する指導
- (7) 整備事業適正化指導及び、整備料金ポスターの掲示徹底の指導推進
- (8) 委員・事務局による企業訪問の実施（3年で全会員一巡）
- (9) 支部及び委員会主導による支部懇談会の開催
- (10) 代車、出張サービス、回送保証等に関する適正化指導
- (11) 排出ガステスターの較正実施（認証工場対象）
- (12) CO<sub>2</sub>削減のための環境家計簿の導入等、自主的行動に基づく対応
- (13) 整備事業行動綱領の実践

## 2. 自動車整備業界の遵法精神の徹底と健全化対策

整備業界に対する社会的信頼を高めるため、法令遵守の徹底を図るとともに、お客様の立場に立ったサービスの提供により、業界に対する信頼の確保と更なるレベルアップを図る。

- (1) 自動車特定整備制度へスムーズな移行対応と情報等提供推進
- (2) 顧客満足度『CS』推進活動の実践による業界のレベルアップ
- (3) 車積載車による有償運送許可制度の適切な対応推進
- (4) 指定整備事業の「指定整備事業適正化運営」による法令遵守向上・浸透を図る
- (5) フロント部門強化のための自動車整備技術コンサルタントの養成
- (6) 安全衛生教育の実施による業界コンプライアンスの向上
- (7) 特定商取引法に関する適正指導
- (8) 自動車公正競争規約及び景品表示法等の指導

## 3. 行政協力対策

自動車関係行政、検査登録業務運営、放置駐車違反車の車検拒否制度に協力し、その円滑化・合理化を推進する。

- (1) 継続検査OSSへの利用事業者の増加と利用率向上促進
- (2) 放置駐車違反金未納自動車車検拒否制度に関する情報提供
- (3) 独立行政法人自動車技術総合機構への検査・受付業務等に対する協力
- (4) 自動車検査登録行政業務に対する協力
- (5) 軽自動車検査届出業務に対する協力
- (6) 軽自動車保管場所の届出に対する協力と使用者指導
- (7) 春の車検繁忙対策として持込検査の円滑化、指定整備書類の窓口円滑化
- (8) 封印受託業務の適正指導
- (9) 自動車整備事業の運営円滑化・合理化に関する行政への要望、整備事業関係  
その他行政業務に対する協力

## 4. 自動車使用者等対策

自動車使用者の皆様に対し、予防整備の重要性を強く呼びかけると共に保守管理意識の高揚と正しい自動車整備に関する知識の徹底を図り、自動車の安全確保と公害防止を呼びかけるため広報活動を積極的に行う。

- (1) 各種取扱費用に関するユーザー理解の構築（お客様向け提案・説明資料の活用）
- (2) 北整連が主体となり定期点検促進のためのラジオCM放送を全道統一で実施

- (3) 自動車使用者に対する自動車の点検整備普及を図るため、帯自連ビル敷地内の啓蒙看板と帯広運転免許試験場へデジタル広告でのPR掲示
- (4) 定期点検整備促進キャンペーンの実施（9月・10月）
- (5) 一般ユーザーへのマイカー点検教室の開催
- (6) 自己管理責任に関する使用者指導、点検整備によるCO<sub>2</sub>削減効果のPR
- (7) 自動車整備及び整備事業に関する苦情処理、及び相談に関する対応
- (8) 代車料、出張サービス料、故障診断料、回送保証料等の使用者理解とPR活動の実施
- (9) 整備料金に関する実態調査と公表（公正取引委員会承認事業）
- (10) 低年式車両の増加に対応する定期点検整備率向上、長期使用車両の推奨点検の奨励
- (11) 整備保証書の普及促進
- (12) 定期点検整備促進優良事業場の表彰

## 5. 人材対策

自動車整備業の労働環境改善を図るとともに、若手技術員の雇用拡大と合わせてパート労働者、高齢者、女性労働者の戦力の研究を行う。

- (1) 次世代人材確保を目的に小・中・高校生に出前授業等による自動車整備業のPR活動（おびひろキッズタウン、EVアカデミー等）
- (2) 業界資質の向上を目指して労働環境の改善し、魅力ある業界作りを推進
- (3) 新規学卒者及び、若手整備員の雇用の拡大を図る
- (4) 高齢者及び、女性労働者の雇用拡大と戦力化の研究
- (5) 外国人自動車整備技能実習評価試験に対する適切な対応
- (6) 各種労務調査結果に基づく業界への指導
- (7) 工場美化運動の推進
- (8) 従業員永年勤続者表彰の実施

## 6. 自動車整備員育成・技術向上対策

業界活性化の中核となる整備員の育成のため、高度化する自動車技術に対応する整備技術の習得と、使用者の立場に立った心のこもったサービスを提供できる有能な人材を養成する。

整備技術の資質を改善し、技術の高度化に対する作業精度と生産性向上を図るとともに、事業場設備の適正な管理指導に努める。

- (1) 自動車技術の高度化・電子化に対応する整備技術の向上対策

- (2) OBDスキャンツールによる診断技術の習得と業界普及
- (3) 全日本自動車整備技能競技大会への参加と帯広地区予選会の開催
- (4) FAINESの活用と普及促進
- (5) 自動車整備技術コンサルタントの養成
- (6) 整備技術講習の新技术に関する内容の充実・強化
- (7) 整備技術講習所の講師の充実・強化
- (8) 自動車整備技能登録試験の実施
- (9) 整備新技术講習会の実施

## 7. 交通事故防止対策

自動車社会のリーダーとして、通常総会時に交通安全宣言を実施し、地域における交通事故防止活動の先駆者的役割を積極的に果たす。

- (1) 交通安全宣言の実施
- (2) 安全運転励行の周知徹底
- (3) 事業所内交通安全運動の推進
- (4) 交通安全セーフティリーダーへの参加促進
- (5) 関係機関・団体が開催する交通安全活動への積極的参加

## 8. 組織運営対策

諸会議・委員会・部会等の連携を図り、ブロック・中央及び支部・団体会員との連携を図りながら、迅速で活気ある組織作りに努める。

- (1) 執行会議（総会・理事会）の開催、並びに正副会長会議の開催
- (2) 委員会開催と部会による組織強化
- (3) 支部長会議の開催、及び支部に対する活動支援の充実強化
- (4) 全国専務理事会、北整連専務理事会等への参加
- (5) 参加会員との連携強化及び、団体加入会員との連携強化
- (6) 組合青年部の育成と支援
- (7) 組織運営規模の適正化と業務改善の推進

## 9. 定期点検整備促進対策

自動車使用者の皆様に対し予防整備の重要性と経済性を強く呼びかけるとともに、業界が率先して定期点検を実施し、自動車の安全確保・公害防止・経済性の向上に努める。

- (1) 使用者に対して点検整備促進普及のための各種啓発活動・広報活動

- (2) 自動車の保守管理について業界内部に対する完全実施の呼びかけ
- (3) 地球温暖化防止に寄与する定期点検整備の励行推進観念の徹底
- (4) 定期点検整備促進キャンペーンの実施（9月・10月）
- (5) 低年式車両に対応する定期点検整備実施率向上対策と長期使用車両推奨点検の普及

## 10. 法制・税制対策

自動車整備業に係わる法制・税制等の改正動向を調査し、情報提供に努め、業界の実態を踏まえた適正な運用が図られるよう要望活動を行う。

- (1) 道路運送車両法関係法令及び、通達の改廃に対する要望
- (2) 税制関係法令の改善に関する要望
- (3) 自動車リサイクル法施行と確実な引取り業務の遂行
- (4) 消費税に関する表示方法等の指導
- (5) 指定整備制度、点検整備・検査制度全般にわたる適正化指導

## 11. 中小企業の育成・振興対策

中小企業としての自動車整備業の育成・振興に関する諸制度の情報を提供するとともに、整備事業の実態について調査を行い、業務改善に関する相談及び指導に努める。

- (1) 中小企業育成・振興に関する諸制度の情報収集及び提供
- (2) 整備・板金レバレート等の調査研究
- (3) 管内・道内・道外視察研修の実施（支部・各委員会・部会等）
- (4) 整備事業の業務改善に関する相談及び、指導
- (5) 取引適正化対策
- (6) 整備関係諸団体及び関連他業界との連携、協調
- (7) 整備需要動向調査の実施並びにその他業界全体のための各種調査の実施

## 12. 自動車事業の安全確保・産業廃棄物・リサイクル等の自動車関連環境対策

自動車事業の安全確保及び自動車の排気ガス、産業廃棄物、フロン類の回収破壊、使用済み自動車、バッテリー、廃タイヤ等に関する適正処理及び労働者の安全衛生に関する諸対策を推進する。

- (1) 不正改造車排除の啓発活動の実施
- (2) 整備作業に伴う労働災害の根絶と事故事例の周知徹底
- (3) 整備用機械工具及びテスター類の適正な保守管理・活用のPR

- (4) 自動車整備事業者のフロン類回収業者及び第二特定製品取引業者登録申請の協力
- (5) 自動車整備環境対策推進事業場の業界PR及び自動車関係団体との協力
- (6) 自動車の公害防止等地球環境問題に関する適正指導
- (7) 労働安全衛生に関する教育及び、指導
- (8) 自動車関係廃棄物に関する適正処理と、組合が行う共同収集運搬事業（外部委託）への協力及び、環境に配慮した整備の推進

### 13. 福祉事業対策

整備事業者及び、整備事業関係従業員を対象とした福利事業を推進し、事業経営基盤の強化を図る。

- (1) 生命共済、生命医療共済保険の普及拡大
- (2) 自動車整備業賠償共済保険の普及拡大
- (3) 年金共済制度の加入促進
- (4) 親睦事業の実施

### 14. 広報対策

進歩著しい高度情報化社会に対するため、整備事業場のITC（情報通信技術）の活用を促進し、業界内の活性化を図るとともに業界についての理解と認識を高める広報活動の強化を図る。

- (1) IT戦略時代に対応したインターネット等の整備業界とユーザー及び、事務局を結ぶ情報の活用と業界指導
- (2) 自動車整備関係情報の収集・提供及び、斡旋
- (3) 機関紙「自動車整備情報」の編集・発行
- (4) 「日整連ニュース」・「技術情報」の提供
- (5) 振興会ホームページの内容充実と一般社団法人としての必要情報の開示
- (6) ホームページによる自動車関連商品の業界PR
- (7) FAINESの加入促進PR